新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 82 号
令和２年10月27日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示
1151　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）
1152　漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定（水産課）
1153　二級建築士又は木造建築士の免許取消し（建築住宅課）
公　　告
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
教育委員会公告
令和３年度新潟県立学校の寄宿舎指導員及び実習助手採用選考検査の実施（義務教育課）

告　　示

◎新潟県告示第1151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和２年10月27日

新潟県知事　花　角　英　世

氏　　名	名　　称	所　在　地	指定年月日
風間　彩美（柔道整復）	けやき整骨院	長岡市喜多町字下川原1000－１　喜多町プラザ１F	令和２年７月15日

◎新潟県告示第1152号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第３項の規定により、次の加入区について同条第２項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第１項の規定による同意があったものと認める。

令和２年10月27日

新潟県知事　花　角　英　世

漁協	加入区の名称	区　　域
水津	水津	佐渡市水津、片野尾、月布施、野浦、東立島、東強清水、鮑、赤玉、立間、豊岡、柿野浦、東鵜島、岩首の区域
内浦	内浦	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川、歌見の区域

内海府	内海府	佐渡市鷲崎、見立、北小浦、虫崎、黒姫の区域
姫津	姫津	佐渡市姫津の区域
佐渡	高千	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺、南片辺、矢柄、関、五十浦、岩谷口、小田、大倉の区域
上越	上越	糸魚川市新鉄、押上、寺島、寺町、大町、東寺町、中央、京ヶ峰、大字大和川、大字田伏、大字竹ヶ花、大字梶屋敷、大字中浜、大字間脇、大字能生、大字能生小泊、大字百川、大字鬼伏、大字藤崎の区域
	筒石	糸魚川市大字筒石及び大字徳合の区域
上越市	上越市	上越市大字茶屋ヶ原、大字鍋ヶ浦、大字有間川、大字長浜、大字虫生岩戸、大字五智、大字中央、大字安江、大字東雲町、大字春日野、大字黒井、大字下荒浜、大字夷浜、大字西ヶ窪浜、大字港町、大字塩屋新田、大字遊光寺浜、大字春日新田、大潟区犀潟、土底浜、雁子浜、渋柿浜、四ッ屋浜、上小船津浜、下小船津浜、潟町、九戸浜、柿崎区一円の区域
新潟	柏崎	柏崎市一円の区域（但し、西山町の区域を除く。）
	出雲崎	三島郡出雲崎町及び柏崎市西山町の区域
	新潟	新潟市西区青山、関屋、中央区一円（但し、中央区南出張所の区域を除く。）及び東区秋葉、秋葉通、王瀬新町、大山 、上王瀬町、鷗島町、北葉町、空港西、幸栄、河渡、河渡新町 、河渡本町、向陽 、小金台 、小金町 、下山 、白銀 、神明町 、末広町 、太平 、宝町 、長者町 、月見町 、東新町 、錦町 、根室新町 、浜町 、浜谷町 、東臨港町 、藤見町 、船江町 、古川町 、古湊町 、平和町 、松島 、松園 、松和町 、物見山 、桃山町 、山の下町 、有楽 、臨海町 、臨港 、臨港町 、榎 、榎町 、卸新町 、上木戸、紫竹、紫竹卸新町、紫竹山３丁目、下木戸、竹尾、竹尾卸新町、中木戸、中山、はなみずき、牡丹山、山木戸、沼垂の区域
	松浜	新潟市北区松浜及び三軒屋町の区域
	山北町	村上市浜新保、桑川、笹川、板貝、今川、脇川、寒川、芦屋、鵜泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜、伊呉野の区域
粟島浦	粟島浦村	岩船郡粟島浦村一円の区域

◎新潟県告示第1153号

建築士法（昭和25年法律第202号）第９条第１項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和２年10月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和２年７月10日	宮川　章	第4320号	死亡
令和２年８月13日	丸山　富義	第3659号	死亡
令和２年８月28日	臼井　花野	第19199号	申請
令和２年９月11日	川合　武司	第593号	死亡
令和２年９月11日	熊倉　勇介	第9028号	申請
令和２年９月25日	豊岡　清正	第10779号	申請

公　　告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和２年10月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　加茂ショッピングセンターパルス

所在地　加茂市大字加茂字馬寄2614　外

設置者　株式会社コメリ　他１者

２　変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）5,120平方メートル

（変更後）8,088平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

イ　駐輪場の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

ウ　荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置　届出書に添付された図面のとおり

面積　168.0平方メートル

（変更後）位置　届出書に添付された図面のとおり

面積　144.0平方メートル

エ　廃棄物等の保管施設の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

(3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社コメリ　午前９時00分から午後８時00分

株式会社カワマツ　午前10時00分から午後８時00分

有限会社三條屋商店　午前10時00分から午後８時00分

（変更後）株式会社コメリ　午前７時00分から午後９時00分

株式会社カワマツ　午前９時00分から午後８時00分

有限会社三條屋商店　午前９時00分から午後８時00分

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場１、２　午前８時30分から午後８時30分

（変更後）駐車場１、２、３　午前６時30分から午後９時30分

ウ　駐車場の自動車の出入口の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

３　変更年月日

・大規模小売店舗内の店舗面積の合計、大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

令和３年６月15日

・大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

令和２年10月15日

４　変更の理由

敷地内に建物１棟を増築することに伴い、施設の配置と施設の運営に係る事項の一部に変更が生じるため。

５　届出年月日

令和２年10月14日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

（なお、加茂市商工観光課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間
　令和２年10月27日から令和３年２月27日まで
８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
　商業・地場産業振興課　商業振興係
　電　　話　025－280－5237
　Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和２年10月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
　名　称　お宝中古市場新発田店
　所在地　新発田市島潟字弁天1276番１
　設置者　株式会社伊藤組
２　変更しようとする事項
　(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
　　（変更前）2,573㎡
　　（変更後）2,444㎡
　(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
　　ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
　　・株式会社ビイブリッジ
　　（変更前）午前９時00分から午後８時00分
　　（変更後）午前９時00分から翌午前２時00分
　　・株式会社シャシン村
　　（変更前）午前９時00分から午後８時00分
　　（変更後）午前９時00分から午後７時00分
　　イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯
　　・駐車場１
　　（変更前）午前８時30分から午後８時30分
　　（変更後）午前８時30分から翌午前２時30分
３　変更年月日
　・大規模小売店舗内の店舗面積の合計
　　令和３年６月15日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）
　・大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
　　令和２年11月13日
５　届出年月日
　令和２年10月14日
６　縦覧場所
　新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
　（なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。）
７　縦覧期間
　令和２年10月27日から令和３年２月27日まで
８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
　商業・地場産業振興課　商業振興係
　電　　話　025－280－5237
　Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和２年10月27日

新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　アルペン新発田店・ツルハドラッグ新発田店

所在地　新発田市舟入町３丁目718番地　外

設置者　株式会社アルペン　他１者

２　変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）エムジーリース株式会社　代表取締役社長　園部　成政　東京都千代田区一ツ橋二丁目１番１号

（変更後）みずほ丸紅リース株式会社　代表取締役社長　秋吉　満　東京都千代田区四番町６番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ツルハ　代表取締役　鶴羽　樹

（変更後）株式会社ツルハ　代表取締役　八幡　政浩

３　変更年月日

(1) 令和２年４月10日

(2) 令和２年８月25日

４　変更の理由

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所、代表者氏名の変更のため

(2) 小売業者を行う者の代表者氏名の変更のため

５　届出年月日

令和２年９月７日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

（なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和２年10月27日から令和３年２月27日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメール　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和２年10月27日

新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　ツルハドラッグ新発田緑町店・ファミリーマート新発田緑町店

所在地　新発田市緑町２丁目５番30号　外

設置者　株式会社伊藤組　他２者

２　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ツルハ　代表取締役　鶴羽　樹

（変更後）株式会社ツルハ　代表取締役　八幡　政浩
３　変更年月日
令和２年８月25日
４　変更の理由
小売業を行う者の代表者氏名の変更のため
５　届出年月日
令和２年９月７日
６　縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
（なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。）
７　縦覧期間
令和２年10月27日から令和３年２月27日まで
８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課　商業振興係
電　　話　025－280－5237
Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和２年10月27日
新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名　称　加茂ショッピングセンターパルス
所在地　加茂市大字加茂字馬寄2614　外
設置者　株式会社コメリ　他１者
２　変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社コメリ　他５者
（変更後）株式会社コメリ　他２者
３　変更年月日
平成25年３月31日　他
４　変更の理由
小売業を行う者の一部が退店したため
５　届出年月日
令和２年10月14日
６　縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
（なお、加茂市商工観光課でも閲覧ができます。）
７　縦覧期間
令和２年10月27日から令和３年２月27日まで
８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課　商業振興係
電　　話　025－280－5237
Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和２年10月27日

新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　ラ・ムー燕吉田店

所在地　燕市吉田東栄町73番４　外

設置者　大黒天物産株式会社　他１者

２　変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ラ・ムー燕店

（変更後）ラ・ムー燕吉田店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ツルハ　代表取締役　鶴羽　順

（変更後）株式会社ツルハ　代表取締役　八幡　政浩

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ツルハ　代表取締役　鶴羽　順

（変更後）株式会社ツルハ　代表取締役　八幡　政浩

３　変更年月日

(1) 平成30年４月26日

(2) 令和２年８月25日

(3) 令和２年８月25日

４　変更の理由

(1) 大規模小売店舗の名称が正式に決定したため

(2) 大規模小売店舗を設置する者の一部の代表者を変更したため

(3) 小売業を行う者の一部の代表者を変更したため

５　届出年月日

令和２年10月16日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

（なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和２年10月27日から令和３年２月27日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメール　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和２年10月27日

新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　リップス愛宕

所在地　長岡市東栄１丁目３番28号　外

設置者　高野不動産株式会社　他２者

２　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ツルハ　代表取締役　鶴羽　順
（変更後）株式会社ツルハ　代表取締役　八幡　政浩
３　変更年月日
令和２年８月25日
４　変更の理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の一部の代表者を変更したため
５　届出年月日
令和２年10月16日
６　縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）
７　縦覧期間
令和２年10月27日から令和３年２月27日まで
８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課　商業振興係
電　　話　025－280－5237
Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和２年10月27日
新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名　称　コメリハード＆グリーン紫雲寺店・ツルハドラッグ紫雲寺店
所在地　新発田市稲荷岡字原付804番地　外
設置者　株式会社コメリ　他１者
２　変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社ツルハ　代表取締役　鶴羽　順
（変更後）株式会社ツルハ　代表取締役　八幡　政浩
３　変更年月日
令和２年８月25日
４　変更の理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の一部の代表者を変更したため
５　届出年月日
令和２年10月16日
６　縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
（なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。）
７　縦覧期間
令和２年10月27日から令和３年２月27日まで
８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課　商業振興係
電　　話　025－280－5237
Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

教育委員会公告

令和３年度新潟県立学校寄宿舎指導員及び実習助手採用選考検査の実施について（公告）

令和３年度新潟県立学校寄宿舎指導員及び実習助手採用選考検査を次のとおり実施する。

令和２年10月27日

新潟県教育委員会　教育長　稲荷　善之

採用及び勤務地について

◆　県立特別支援学校の寄宿舎指導員・実習助手の採用及び勤務地について

採用は、上越・中越・下越の地区毎とします。採用された地区で専ら勤務することが採用条件となり、全県的な異動による勤務はありません。(地区については４(1)イを参照)

令和３年度は、寄宿舎指導員は上越地区、実習助手は下越地区で募集します。

◆　県立高等学校実習助手の採用について

令和３年度は、農業で募集します。

１　検査の目的

新潟県立学校の寄宿舎指導員及び実習助手の採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とします。

２　出願種別及び募集地区・採用予定数

(1) 一般選考

出　願　種　別	募集地区	採用予定数
ア　県立特別支援学校寄宿舎指導員	上越地区	２人程度
イ　県立特別支援学校実習助手	下越地区	１人程度
ウ　県立高等学校実習助手「農業」		１人程度

(2) 身体障害者特別選考

２(1)一般選考のすべてで募集します。

３　出願の資格

(1) 一般選考

ア　学校教育法第９条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

イ　昭和36年４月２日以降に生まれた者

ウ　高等学校又は中等教育学校を卒業した者、令和３年３月31日までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者及び学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 身体障害者特別選考

３(1)に加えて、以下の要件を必要とします。

身体障害者手帳の交付を受け、その程度が１級から６級までの者

※　選考検査に際しては、拡大文字・手話・車いす等、障害の内容や程度に応じた配慮を行います。

４　主な職務内容及び勤務場所等

(1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員・実習助手

ア　職務内容

・寄宿舎指導員（宿日直勤務等交代制）

寄宿舎に入舎している児童生徒と起居をともにし、食事・入浴・排泄指導等の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

・実習助手

作業学習、職業教育等について、教諭の職務を助ける。

イ　勤務場所　採用地区の県立特別支援学校（勤務場所は、令和２年10月１日現在）

県立特別支援学校寄宿舎指導員採用地区･勤務場所　　該当校２校

採用地区	勤　務　場　所
上越地区	高田特別支援学校、上越特別支援学校

県立特別支援学校実習助手採用地区・勤務場所　　該当校10校

採用地区	勤　務　場　所
下越地区 （新潟市を含む。）	新潟盲学校、江南高等特別支援学校、江南高等特別支援学校川岸分校、西蒲高等特別支援学校、村上特別支援学校、新発田竹俣特別支援学校、駒林特別支援学校、五泉特別支援学校、佐渡特別支援学校、東新潟特別支援学校

ウ　その他

・職務内容に関係した実務経験や資格を有することが望ましい。
・人事異動については、「新潟県立特別支援学校寄宿舎指導員・実習助手人事異動方針」により取り扱うものであること。

(2) 県立高等学校実習助手「農業」

ア　職務内容
・農業　　農業高校等で、野菜・草花・果樹等の栽培、畜産、測量等の実習指導、農場・道具等の保守・整理整頓などの業務に従事する他、教員としての校務にあたる。

イ　勤務場所　県立高等学校

ウ　その他
・職務内容に関係した実務経験や資格を有することが望ましい。
・採用に当たり勤務地は希望できない。
・人事異動については、教諭に準じて取り扱う。
・学校の統廃合等により、担当する教科等を変更することがある。

5　選考の日時・場所・内容

(1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員・実習助手（身体障害者特別選考を含む。）

第１次選考は、出願書類審査及び筆答検査（論文及び一般教養検査）を行い、この結果、一定の基準に達した者について、第２次選考として個人面接を行います。（ただし、一般教養検査には、「特別支援教育」の基礎的内容を含みます。）

【第１次選考検査】
ア　日　時　　令和２年12月11日（金）午前９時00分から正午まで
イ　場　所　　県立教育センター　（新潟市西区曽和100番地１）
ウ　内　容　　筆答検査（論文及び一般教養検査）
※　詳細については、出願後、受検願書受理通知を送付する際に明示します。

【第２次選考検査】
ア　期　日　　令和３年１月15日（金）
イ　場　所　　新潟県庁　（新潟市中央区新光町４番地１）※予定
ウ　内　容　　個人面接
※　詳細については、第１次選考検査の結果通知書を送付する際に明示します。

(2) 県立高等学校実習助手「農業」（身体障害者特別選考を含む。）

選考は、出願書類審査及び筆答検査（論文及び一般教養検査）及び個人面接を行います。（ただし、一般教養検査には、「農業」の基礎的内容を含みます。）

ア　日　時　　令和２年12月11日（金）午前９時00分から午後５時00分まで
イ　場　所　　県立教育センター　（新潟市西区曽和100番地１）
ウ　内　容　　筆答検査（論文及び一般教養検査）、個人面接
※　詳細については、出願後、受検願書受理通知を送付する際に明示します。

6　出願について

(1) 用紙の交付

出願の所定用紙は、令和２年10月29日（木）から交付します。

所定用紙は下記ホームページからダウンロードすることができます。この場合、所定用紙は上質紙（白）に両面印刷してください。

義務教育課ホームページ　https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/1356908141206.html
高等学校教育課ホームページ　https://www.pref.niigata.lg.jp/kotogakko/

なお、直接交付を希望する場合は、県立特別支援学校寄宿舎指導員・実習助手の希望者は県教育庁義務教育課管理第２係、県立高等学校実習助手「農業」の希望者は県教育庁高等学校教育課管理係において交付します。（ただし、土曜日、日曜日、新潟県の休日を定める条例１号に定める休日を除く。）

郵送で請求する場合は、返信用封筒（角形２号に140円切手をはり、請求者の郵便番号・あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。封筒はのり付き封筒を用いてください。）を必ず同封してください。また、封筒の表には「寄宿舎指導員受検願書請求」又は「実習助手受検願書請求」と朱書してください。

(2) 出願書類の提出方法・期限

願書は、「特定記録郵便」による郵送のみ受け付けます。

令和２年10月29日（木）から令和２年11月13日（金）までの間に郵送で提出してください。11月13日（金）

の消印まで有効です。封筒の表には､「寄宿舎指導員受検願書在中」又は「実習助手受検願書在中」と朱書してください。

(3) 出願に必要な書類

ア　受検願書（所定の用紙）

※　身体障害者特別選考で、受検上特別な配慮を必要とする場合は、所定欄に具体的に記載してください。

イ　自己申告カード（所定の用紙）

ウ　最終学校の卒業・修了証明書又は在学する学校の卒業・修了見込み証明書

エ　通知用封筒２枚

※　長形３号に84円切手をはり、郵便番号、あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。また、封筒はのり付き封筒を用いてください。速達を希望する場合は速達代金の切手をはり、速達であることを朱書してください。

身体障害者特別選考の出願の手続は一般選考と同様ですが､「６(3) 出願に必要な書類」の他、身体障害者手帳の写しを提出してください。

７　要項請求先及び出願先

(1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員・実習助手

郵便番号　950－8570　新潟市中央区新光町４番地１　新潟県教育庁義務教育課管理第２係

(2) 県立高等学校実習助手「農業」

郵便番号　950－8570　新潟市中央区新光町４番地１　新潟県教育庁高等学校教育課管理係

＊注　県庁専用郵便番号「950－8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができます。

８　検査結果の通知

(1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員・実習助手（身体障害者特別選考を含む。）

ア　第１次選考検査の結果は、令和２年12月下旬までに通知します。

イ　第２次選考検査の結果は、令和３年１月下旬までに通知します。

(2) 県立高等学校実習助手「農業」(身体障害者特別選考を含む。)

選考検査の結果は、令和３年１月下旬までに通知します。

＊注　なお、(1)､(2)で不合格になった者全員に対して、上記通知の中で本人の選考検査の評定を通知します。

９　その他

(1) 受検願書を提出した者に対しては、受検願書受理通知（検査日時、場所、日程、持参品等併記）を送付します。

(2) 提出した書類は返却しません。

(3) 給与は、当県の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。

(4) 検査に関する照会は下記に行ってください。

ア　県立特別支援学校寄宿舎指導員・実習助手希望者（身体障害者特別選考を含む。）

県教育庁義務教育課管理第２係

電話　025－285－5511（代）（内線3858）　緊急電話　025－280－5603

イ　県立高等学校実習助手「農業」希望者（身体障害者特別選考を含む。）

県教育庁高等学校教育課管理係

電話　025－285－5511（代）（内線3878）　緊急電話　025－280－5610